

ベラルーシ共和国商標法  
1993年2月5日法律 No. 2181-XII  
〔2007年5月7日改正〕

目次

第1章 商標及びサービスマーク並びにその法的保護

- 第1条 商標及びサービスマーク
- 第2条 商標の法的保護
- 第3条 商標の排他的権利
- 第4条 登録の絶対的拒絶理由
- 第5条 その他の登録拒絶理由
- 第6条 商標登録出願
- 第7条 商標の優先権
- 第8条 商標登録出願の審査
- 第9条 事前審査
- 第10条 出願の実体審査
- 第11条 出願についての決定に対する審判請求
- 第12条 商標登録及び商標登録証の交付
- 第13条 登録の存続期間
- 第14条 登録の補正及び誤記の更正
- 第15条 登録明細の公告
- 第16条 外国での商標登録
- 第17条 手数料

第2章 団体標章

- 第18条 団体標章権
- 第19条 団体標章の登録及び使用

第3章 商標の使用

- 第20条 商標の使用及び商標不使用の効果
- 第21条 警告表示

第4章 商標権の移転

- 第22条 商標権の譲渡
- 第23条 商標使用のライセンス許諾
- 第24条 商標権の譲渡契約及びライセンス契約の登録

## 第5章 商標の法的保護の終了

第25条 商標登録の無効

第26条 商標の取消

## 第6章 最終規定

第27条 特許庁

第28条 商標に関する法令の侵害から生じる紛争の審理

第29条 商標に関する法令の侵害についての自然人又は法人の責任

第30条 外国の自然人及び法人並びに無国籍人の権利

第31条 国際条約

## 第1章 商標及びサービスマーク並びにその法的保護

### 第1条 商標及びサービスマーク

(1) 商標及びサービスマーク(以下「商標」という)は、1の自然人又は法人の商品又はサービス(以下「商品」という)を他の自然人又は法人の同種類の商品又はサービスから識別するための標章である。

(2) 商標として登録することができる標章は、図形として表示できる何らかの標章、固有名詞を含む語、文字、数字、デジタル、グラフィックス、色彩の組合せ、立体商標、商品の形状及びそれらの包装を含む立体標章、並びに当該標章の何らかの組合せである。

(3) 商標は、如何なる色彩又は色彩の組合せによっても登録することができる。

### 第2条 商標の法的保護

(1) ベラルーシ共和国における商標の法的保護は、本法又はベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいて行われた、国家機関であるベラルーシ共和国の「国立知的所有権センター」(以下「特許庁」という)への登録がなされた商標について及ぶものとする。

(2) 商標は、法人の名称又は自然人の名称により登録することができる。

(3) 商標権は国家により保護される。登録商標には、商標登録証が交付される。登録証は、商標の優先日を証明し、かつ、当該登録証に明記された商品について、商標権者が当該商標の排他的権利を有することを証明する。商標登録証には商標が表示されるものとする。

### 第3条 商標の排他的権利

(1) 商標権者は、商標を使用し、処分する排他的権利を有し、また他人による当該商標の使用を禁止する権利を有する。

(2) 何人も、ベラルーシ共和国内で保護され、かつ、登録証が交付されている商標については、その商標権者の許諾を得ることなくこれを使用することができない。

(3) ベラルーシ共和国において周知商標として登録された商標の指定商品若しくは類似商品に関して、商標権者の許諾なく、混同を生じさせる目的で類似する商標、指定商品若しくは標章を、製造、使用、輸入、譲渡の申出、譲渡、その他私法上の取引のあつせん、もしくは、保管する行為は、商標権を侵害するものとする。

### 第4条 登録の絶対的拒絶理由

(1) 次の商標は、登録することができない。

1. 識別性を欠く商標
2. 特定の種類の商品についての名称として一般的に使用される商標
3. 普通名称又は普通の記号で構成される商標
4. 商品の種類、品質、数量、特性、用途若しくは価格又はそれらの生産若しくは販売の場所及び時期を指定するため使用されている標章又は表示から専ら構成される商標
5. 商品又はその包装の形状であって、専ら若しくは主として商品自体の性質に由来するもの、又はその機能を発揮するために不可欠なもの、又は当該商品に対して本質的価値を付加するものを表わす商標

(2) 本条(1)に規定する標章又は表示は、それらが目立つものでない限り、保護されない要素

として商標に組み込むことができる。

(3) 本条(1)の規定は、商標登録出願の出願日にそれらの使用の結果として識別性を獲得している標章に関しては、適用することができない。

(4) 国の紋章、旗章若しくは記章、国の正式名称、国際政府間機関の旗章若しくは記章又は略称若しくは完全名称、公的監督、保証又は品質保証、勲章その他の名誉記章を構成する標章から専ら成り立つ商標、又は当該標章に混同を生じる程に類似の標章から専ら成り立つ商標は、登録することができない。これらの標章は、その権利者若しくは適切な機関による許諾がある場合には、それを保護されない要素として商標に含むことができる。

(5) 次の標章は、商標として登録することができない。

1. その製品の製造地又はその生産地に関して、虚偽であるか又は消費者を誤認させる虞のある標章
2. ベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいて保護されているぶどう酒又は蒸留酒についての原産地表示を構成し又はそれより成る標章であって、当該原産地表示により表示された場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒を表示するもの
3. 公の秩序、人道上の原則又は道徳に反する標章

## 第5条 その他の登録拒絶理由

(1) 次のものと同一又は誤認を生じる程に類似の標章は、商標として登録することができない。

1. ベラルーシ共和国において第三者により同種類の商品について先の優先日を以て先に登録されているか、又は登録出願が行われている商標
2. 同種類の商品について国際条約によりベラルーシ共和国において保護されている第三者の商標
3. 特許庁による所定の手続きによってベラルーシ共和国において著名として認められた第三者の商標

(2) 本条(1)にいう商標と誤認を生じる程に類似の標章は、当該商標の商標権者の書面による許諾を得ることを条件として、商標として登録することができる。

(3) 次のものの複製を構成する標章又は表示は、商標として登録されないものとする。

1. 同一種類の商品について、ベラルーシ共和国内において会社名(またはその一部)として、あるいは、第三者に属するものとして著名となっているもの
2. ベラルーシ共和国における第三者の登録意匠であって、当該意匠の優先日が登録出願された商標の優先日より先である場合のもの
3. ベラルーシ共和国において保護されている原産地名
4. 著作権者又はそれらの承継人による承諾のない、ベラルーシ共和国で知られている科学的、文学的若しくは美術的作品の名称又は人名、又は当該作品からの引用
  - 4-1. 類似の商品に関して、創設者の承諾のない、ベラルーシ共和国において登録されたマスメディアの名称
5. 姓、名、雅号及びその派生語、並びにベラルーシ共和国における著名人についてそれらの者の人格権を侵害する肖像画及び模写。ただし、それらの者又はそれらの者の権原承継人の承諾のある場合を除く。

(4) 本条(3)の3.1, 3.4, 3.4-1及び3.5に規定された周知商標となるための基準については、特許庁により明示され、かつ、優先日たる商標登録の出願日において審査されるものとする。

## 第6条 商標登録出願

(1) 商標登録出願(以下「出願」という)は、自然人又は法人(以下「出願人」という)が特許庁に対して行う。

(2) 出願は、ベラルーシの特許代理人を通じて行うことができる。

(3) 外国に所在地を有し又はベラルーシ共和国外に居住する出願人、及びそれらの特許代理人は、ベラルーシ共和国における商標登録又はその存続期間の延長を、定められた方法により特許庁に登録された特許代理人を通じて行なわなければならない。

(4) 出願は、1の商標についてのみ行わなければならない。

(5) 出願書類は、次のものを含まなければならない。

－ 商標としての標章の登録願書。これには、出願人の名称及びその住所又は所在地を記載しなければならない。

－ 出願される標章

－ 商標登録のための商品及びサービスに関する国際分類に従って区分された商標登録を求める指定商品及び指定サービスの一覧

(6) 出願書類には、次のものを添付しなければならない。

－ 所定の手数料の納付を証明する書類

－ 出願が特許代理人を通じて行われるときは、当該特許代理人の代理権限を証明する書類

－ 団体標章の登録を求める出願のときは、当該団体標章の規約

(7) 出願を構成する書類が満たすべき要件及びこれらの書類の提出期限は、特許庁がこれを定める。

## 第7条 商標の優先権

(1) 商標の優先権は、特許庁に対する出願の出願日により決定されるものとする。出願日は、第6条(5)に明示された要件を満たす書類を特許庁が受領した日とする。

(2) 商標の優先権は、1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで、1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年10月2日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約の外国の加盟国において前記商標に関してなされた最初の出願の出願日によりこれを決定することができる(以下「条約優先権」という)。ただし、特許庁が、前記出願日後6月以内に当該出願を受領することを条件とする。

(3) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の1国の領域内で開催された公式又は公認の国際博覧会で展示された製品に付した商標の優先権は、当該製品が当該博覧会において公衆に展示された日付により決定することができる(以下「博覧会優先権」という)。ただし、特許庁が、前記日付後6月以内に当該出願を受領することを条件とする。

(4) 条約優先権又は博覧会優先権を利用しようとする出願人は、出願に際して又は特許庁による当該出願の受領後2月以内にその事実を申し立て、かつ、それと同時に自己の主張の効力を立証する書類を提出するか、又は特許庁による当該出願の受領後3月以内に、それらの書類を提出しなければならない。

(5) 分割出願に基づく商標の優先権は、第8条(7)に従って最初の出願に基づく商標の優先日により決定されるものとする。

(6) 商標の優先権は、ベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいてなされた商標登録を求める国際出願の優先日により決定することができる。

## 第8条 商標登録出願の審査

(1) 事前審査及び実体審査を含む出願の審査は、本法及び特許庁が定めた施行規則に従い特許庁が行うものとする。

(2) 出願人は、自発的に又は審査官の要求により、事前審査及び実体審査の過程において生じる問題を解決するため自身で又は代理人を通じて関与する権利を有する。

(3) 出願審査の何れの段階でも、商標の登録日前は、出願人は、自発的に当該出願の資料を補充し、陳述し又は訂正する権利を有する。

(4) 追加の資料が、出願された標章の内容を変更し又は指定商品一覧に対して商品を追加するものである場合は、それらの資料は審理されない。出願人は、それらを別出願として出願することができる。

(5) 出願審査の間であって商標の登録日前は、出願人は、それに関する当該出願人の名義を変更するよう特許庁に対して請求する権利を有する。ただし、新たな出願人の同意があることを条件とする。

(6) 出願人は、その審査の如何なる段階においても、商標の登録日前であれば、自己の出願の取下を請求することができる。

(7) 出願審査の間であってそれに関する決定が下される前は、出願人は、同一標章に関して、特許庁に対する最初の出願の出願日にそこに列挙された一部の商品について分割出願をする権利を有する。分割出願は、それにより当初の商標の出願日及び優先日を引き続き享受する。

## 第9条 事前審査

(1) 事前審査は、特許庁が出願を受領してから2月以内に行わなければならない。

(2) 事前審査は、第6条所定の必要書類がすべて存在すること、それらが所定の要件を満たすこと、及び手数料が納付されたことを審査する。事前審査の間、出願人は出願の資料を補充し、陳述し、又は訂正するよう要請されることがある。補充され、陳述され、又は訂正された要素は、その旨の要請の受領日後3月以内に特許庁に対して提出しなければならない。その期間は、出願人の請求により、3月を超えない範囲でこれを延長することができる。ただし、当該請求が当初の期間の満了する前に受領されることを条件とする。出願人が所定の期間を遵守しないか又は要請に応答しないときは、当該出願は、審査されないものとする。

(3) 事前審査の結果に応じて、特許庁は、当該出願を受理し実体審査を行うか、あるいは当該出願を却下するかを決定する。

(4) 当該出願が受理され実体審査される場合、当該出願の出願日が、優先日及び条約優先日若しくは博覧会優先日とされる。ただし、条約優先日及び博覧会優先日の場合は、当該優先日主張が適正なものであることを証明する書類の提示が必要である。

## 第10条 出願の実体審査

(1) 実体審査は、事前審査完了の上、行われるものとする。

(2) 実体審査では、当該商標の優先日について事前審査で明らかにならなかった場合、これを決するものとする。実体審査では、当該商標が第4条及び第5条(1)に規定された要件を充足するか審理する。

(3) 事前審査の間、特許庁は、それなしには審査の進行が不可能である資料を更に提出すべき旨を出願人に要請する権利を有する。追加の資料は、当該要請の受領の日後3月以内に特許庁に対して提出しなければならない。その期間は、出願人の請求によりこれを延長することができる。ただし、当該請求が前記期間の満了する前に受領されることを条件とする。出願人が所定の期間を遵守しなかったか又は当該要請に応答しなかったときは、当該出願は、取り下げられたとみなされ、出願人にはその旨通知される。

(4) 審査の結果により、商標を登録するか又は登録を拒絶するかを決定する。

(5) 商標を登録する審査官の決定は、同種類の商品に関して同一又は誤認を生じる程に類似の標章について第7条に基づく先の優先日を有する出願を受領した場合は、特許庁がこれを再審査することができる。

(6) 実体審査の決定に不服がある場合は、出願人は、当該決定を受領した日後3月以内に、特許庁に対して再審査の請求をする権利を有する。その期間については、出願人の請求によりこれを延長することができる。ただし、当該請求が前記期間が満了する前に特許庁により受領されることを条件とする。

(7) 本条(3)及び(6)に基づく期間延長の手続については、特許庁がこれを定める。

(8) 再審査は、出願人の請求を受領した日から2月以内に行われるものとする。

#### **第11条 出願についての決定に対する審判請求**

(1) 事前審査においてなされた、出願の却下決定又は実体審査の再審査においてなされた決定に不服がある場合は、その決定に対して、出願人は、当該決定の受領日後3月以内に、特許庁審査審判部(以下「審判部」という)に不服審判請求する権利を有する。

(2) 不服審判請求は、それが審判部に受領された日から4月以内に審理されるものとする。審判請求の審判部による審理を求める手続は、特許庁がこれを定める。

(3) 出願人は、審判部の審決に対して、審決を受けた日から6月以内にベラルーシ共和国最高裁判所に上訴することができる。

#### **第12条 商標登録及び商標登録証の交付**

(1) 商標を登録する決定に基づいて、特許庁は、所定の手数料の納付を証明する書類の受領日後1月以内に、ベラルーシ共和国の商標及びサービスマークの商標登録簿(以下「商標登録簿」という)に登録を行うものとする。商標登録に関する明細及びそれら明細にその後行われる補正は、商標登録簿に記入される。当該明細の内容は、特許庁がこれを決定する。

(2) 特許庁は、如何なる自然人又は法人からの請求によっても、商標登録簿の抄本を交付する。

(3) 商標登録証は、商標登録簿への商標の登録日後1月以内に、特許庁により交付されるものとする。

#### **第13条 登録の存続期間**

(1) 商標登録の存続期間は、特許庁が出願を受領した日から10年間とする。

(2) 商標登録の存続期間は、登録の存続期間の最後の有効年中に商標権者の請求があったときは、更に10年間更新することができる。商標登録の存続期間更新の目的で、商標権者は、請求により、かつ、手数料の納付を条件として、当該登録の存続期間満了後6月の追加期間の付与を受けることができる。

(3) 特許庁は、商標登録の存続期間の更新について、商標登録簿に記録しなければならない。また、商標権者の請求により商標登録証に商標登録簿に記載した内容と同じ内容を記入しなければならない。

#### **第14条 登録の補正及び誤記の更正**

(1) 商標権者は、商号(法人について)、姓名若しくは父系祖先名称(自然人について)又は住所の補正、商標登録している指定商品の一覧の縮減、商標の要素からは区別された非本質的部分に対する補正、及び商標登録に関するその他の補正について、特許庁に通知しなければならない。

(2) 如何なる補正も、商標登録簿に記録され、かつ、商標権者の請求により商標登録証に記入される。

(3) 特許庁は、その職権により又は商標権者の請求により、商標登録の要素における何らかの文法的な、印刷上の又はその他の明白な誤記を更正することができる。

(4) 商標登録は、商標権者の請求に基づいて、当該商標が登録されている指定商品の分類を分割することにより、これを分割することができる。

#### **第15条 登録明細の公告**

特許庁は、第12条に従い商標登録簿に記録された商標登録の明細を、商標登録日後、又は当該登録に関する補正若しくは更正を商標登録簿に記録した日後3月以内に、特許庁の公報(以下「公報」という)により公告しなければならない。

#### **第16条 外国での商標登録**

(1) ベラルーシ共和国の如何なる自然人又は法人も、外国で商標の登録を受け、又はその国際登録をする権利を有する。

(2) 商標の国際登録出願は、ベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に従って行わなければならない。

(3) 外国での商標登録又はその国際登録から生じる費用は、出願人、又はその者の同意を得て、関係する他の自然人若しくは法人が負担しなければならない。

#### **第17条 手数料**

(1) 商標登録に関連する法的効力を有する行為の完了のために、手数料を納付しななければならない。

(2) 手数料の納付を要する行為の一覧、納付者、金額、手数料納付の手続、手数料支払期限、納付者が受ける特別の利益若しくは手数料返還の場所については、ベラルーシ共和国大統領が定めるものとする、大統領がこれを定めない場合は、法令によってこれを定める。

(3) 手数料の運用に関する規定は、ベラルーシ共和国の法令により定める。

## 第2章 団体標章

### 第18条 団体標章権

団体標章は、法人の団体の商標であつて、その目的が団体の構成員により製造されるか及び／又は譲渡され、共通の品質その他の特性を有する商品であることを表す標章のことをいうものとする。

### 第19条 団体標章の登録及び使用

(1) 団体標章登録出願には、その規約を添付するものとし、これには、団体標章を登録することを認められた団体の名称、この標章を使用する権利を有する構成員の一覧、その登録の目的、当該団体標章により指定する商品の一覧及び共通の品質その他の特性、その使用が従うべき条件及び管理手続、並びに団体標章規約に違反した場合に適用される制裁を明記しなければならない。

(2) 第12条に規定された明細に加えて、団体標章の使用が認められた構成員に関する情報は、商標登録簿に記録され、かつ、団体標章登録証に記入されるものとする。これらの情報は、当該標章が登録されている商品の共通の品質その他の特性を明記する団体標章の規約の抄本と共に、特許庁により公報で公告されるものとする。団体標章の権利者は、団体標章の規約に対する如何なる改正についても特許庁に通知しなければならない。

(3) 団体標章が共通の品質その他の特性を有していない商品に使用されたときは、登録の効力は、第三者の請求によりなされるベラルーシ共和国最高裁判所の判決に基づいて、全部又は一部を失効させることができる。

(4) 団体標章又はその登録出願は、前記標章の規約に従い当該団体標章の使用が認められた構成員の1に属する商標又は商標出願に変更することができる。前記変更に関する規定は、特許庁がこれを定めるものとする。

### 第3章 商標の使用

#### 第20条 商標の使用及び商標不使用の効果

(1) 商標権者によるか又は第23条に基づくライセンス契約によって当該商標を使用する権利が付与された者による、商標が登録されている商品又はその包装への商標の表示は、商標の使用となる。

(2) 広告、刊行物若しくは看板上の商標の掲載、又はベラルーシ共和国で開催される展示会若しくは博覧会での商品の展示に関連する商標の掲載もまた、商標の使用を構成するとみなすことができる。ただし、商品又はその包装に商標を使用していないことについて正当な理由があることを条件とする。

(3) 仲介業者は、自然人か法人かを問わず、製品の製造者の商標と併用して、又はそれらの者が契約によりその旨製造者と合意しているときは製造者の商標に代えて、自身の商標を使用することができる。

(4) 団体標章を使用することを認められた構成員は、それらの者が製造する製品に併用して自身の商標を使用することができる。

(5) 商標登録は、商標権者により直接に又はその者の同意を得てベラルーシ共和国において市場で販売されている商品に対しては、第三者が前記商標を使用することを禁止する権利を商標権者に付与するものではない。

(6) 商標登録の効力は、登録日から何れかの5年間連続して正当な理由なしに商標が不使用である場合、ベラルーシ共和国最高裁判所の判決に基づき、登録に記載された商品の全部又は一部に関して、これを早期に終了させることができる。商標登録の効力の早期終了の請求は、この商標が当該請求の提出前に使用されていないことを条件として、第三者によりベラルーシ共和国最高裁判所宛とすることができる。

(7) 不使用のため早期に商標登録の効力を終了させるか否かの決定に際しては、不使用が自らの支配を超えた要因によることを示すために商標権者により提出された証拠を考慮することができる。

#### 第21条 警告表示

商標権者は、商標と共に、ラテン文字「R」若しくは丸で囲んだ「R」を表記し又は「商標」若しくは「登録商標」を表記し、使用されている商標がベラルーシ共和国において登録された商標である旨の警告表示をすることができる。

## 第4章 商標権の移転

### 第22条 商標権の譲渡

- (1) 商標権は、商標が登録されている商品の全部又は一部について、商標権者により自然人又は法人に対して契約により譲渡することができる。
- (2) 商品又はその製造者について消費者に誤認を生じる虞がある場合は、商標権を譲渡することができない。
- (3) 団体標章の権利は、第三者に譲渡することができない。

### 第23条 商標使用のライセンス許諾

- (1) 商標権者(ライセンサー)は、ライセンス契約に基づいて、当該商標が登録されている商品の全部又は一部について、商標を使用する権利を、第三者(ライセンシー)に付与することができる。
- (2) ライセンス契約は、ライセンシーの商品がライセンサーの商品より劣等でないものとする旨の条項を含まなければならない。かつ、前記条項の遵守については、ライセンサーがこれを監督しなければならない。
- (3) 団体標章を使用する権利は、第三者に移転することはできない。

### 第24条 商標権の譲渡契約及びライセンス契約の登録

商標権の第三者への譲渡契約及びライセンス契約は、特許庁に登録しなければならない。その登録日から第三者に対して有効となる。

## 第5章 商標の法的保護の終了

### 第25条 商標登録の無効

(1) 商標登録は、以下の場合は無効とすることができる。

1. その登録時に第2条(1)及び(2)、第4条並びに第5条(3)1., 2., 4., 4-1., 5., 6.に規定された条件を満たしていなかったときは、その存続期間中いつでも全部又は一部について
2. 第5条(1)及び(3)3.に規定された理由により公報による前記登録の明細の公告の日後5年の間いつでも全部又は一部について
3. 商標が特定種類の商品についての一般名称になっている場合は、その存続期間中いつでも
4. 商標権者の登録関連行為が確定した命令により不正競争と認定されたときは、その存続期間中いつでも全部又は一部について

(2) 特許庁が第7条に従い先の優先日を有する出願を受領した場合は、商標登録は、当該出願の受領が前記登録の前であるか又は後であるかに拘らず、これを無効とする。

(3) 何人も、(1)に規定された期限内に、商標登録に対して審判部に異議を申し立てることができる。特許庁は、審判部による不服審判の審理についての手続きを定めるものとする。

(4) 審判部の審決は、それを受けた日から6月以内に、更にベラルーシ共和国最高裁判所に對する上訴の対象とすることができる。

### 第26条 商標の取消

(1) 商標登録は、以下の場合は取り消されるものとする。

1. 第13条に規定された存続期間の満了時
2. 第20条(6)に従い言い渡されたベラルーシ共和国最高裁判所の判決に基づく場合
3. 共通の品質その他の特性を有していない商品に関して団体標章を使用した場合(第19条(3))
4. 商標権者による登録放棄の請求書が提出された時
5. 法人の清算の場合、又は商標権を有する自然人の死亡の場合において承継人が指定されていなかったとき

(2) 商標は、登録の存続期間満了の場合又はその無効の場合は、特許庁により取り消されるものとする。商標登録の取消に関する記録は、商標登録簿に記入され、かつ、特許庁により公報で公告されるものとする。

## 第6章 最終規定

### 第27条 特許庁

特許庁は、商標登録を求める出願を受領し、その審査を引き受け、ベラルーシ共和国全領域に亘り有効な登録証を交付し、その権限内において商標に関する法令を確実に尊重し、一般規則を立案し、その規定を解釈かつ解明し、利害関係を有する自然人及び法人に対して組織的援助及びそのサービスを提供する。

### 第28条 商標に関する法令の侵害から生じる紛争の審理

商標に関する法令の侵害から生じる紛争は、審判部又はベラルーシ共和国最高裁判所によりそれらの管轄内で審理されるものとする。

### 第29条 商標に関する法令の侵害についての自然人又は法人の責任

(1) 本法に反する方法により、商標又は同種の商品についてその商標と誤認を生じる程に類似の標章を使用する者は何人も、ベラルーシ共和国の法令に従い責任を負うものとする。

(2) 商標の不正使用については、差止命令又は損害賠償を求める請求とは別に、次の追加の民事制裁を提起することができる。

1. 不正に使用された商標又はその商標と誤認を生じる程に類似の標章を商品若しくはその包装から除去し、又は商標若しくはその商標と誤認を生じる程に類似の標章の複製物を廃棄すること
2. 商標が不正に使用されている商品を没収し又はこれを廃棄すること
3. 商標が不正に使用された商品の価格に等しい金額により被害者の利益のために罰金を科すこと
4. 被害者の利益のために商標を不正に表示している商品を移転させること

(3) 商標の違法使用により有罪の者に関する(2)に基づく救済は、ベラルーシ共和国の法律により所定の通り適用されるものとする。

### 第30条 外国の自然人及び法人並びに無国籍人の権利

外国の自然人及び法人並びに無国籍人は、本法及びベラルーシ共和国の商標に関する他の法令に規定された権利を享受し、ベラルーシ共和国の自然人及び法人と同等の立場で責任を負うものとする。ただし、ベラルーシ共和国の憲法、その他の法律及び国際条約に別段の規定がある場合を除く。

### 第31条 国際条約

ベラルーシ共和国の領域において有効な工業所有権の保護に関する国際条約に含まれた法の原則は、適用される国内法令の一部であるものとし、かつ、ベラルーシ共和国の領域において直接効果を有する。ただし、国内法の採用が前記法の原則を実施するために必要なことが国際条約から導かれる場合を除く。また前記法の原則は、ベラルーシ共和国が関係国際条約の規定が自らを拘束することに合意している法律についての法的強制力を有するものとする。